平成２１年（フ）第８８号
秋田県鹿角市八幡平字萱町35番地
債務者　阿部　　進
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第８８号
茨城県北茨城市中郷町小野矢指210番地１
エルウッドＢ203
債務者　角野美貴子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９１号
茨城県日立市水木町１丁目33番３号
債務者　木澤レイ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９２号
茨城県日立市久慈町４丁目19番27―201号
債務者　永山　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１０３号
茨城県北茨城市関南町神岡上2037番地、前住所茨城県北茨城市関本町福田156番地
債務者　大内　久子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１０７号
茨城県日立市金沢町４丁目６番21号
債務者　大橋美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１１０号
茨城県日立市小木津町３丁目31番11―５番
債務者　小澤　保典
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６９号
茨城県かすみがうら市上稲吉1740番地33
債務者　吉田　容子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７６号
茨城県石岡市東光台四丁目15番10―105号
ラ・クレール
債務者　久保田孝壽
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８１号
茨城県土浦市都和３丁目８番１―205号　市営都和住宅
債務者　谷口　康子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８２号
茨城県土浦市田中２丁目１番15号
債務者　永井　弘子（旧姓寺嶋）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８８号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目３番38号
債務者　松永　早代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２号
富山県射水市東明七軒５番地３　パインウッド・ワン202
債務者　福井　　巌
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４６号
富山県射水市七美２丁目12番地15
債務者　水島　秀信
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４７号
富山県高岡市伏木東一宮９番49号
債務者　浅田　智宗
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８号
札幌市手稲区前田８条18丁目13番15号、破産手続開始申立時の住所岐阜県高山市江名子町2105番地160
債務者　佐々木智子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
三重県津市神戸1574番地
債務者　内藤　　泰
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８号
三重県名張市南百合が丘160番地
債務者　倉石　知子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
津地方裁判所伊賀支部